

家族内での ETC カードの利用は犯罪か？

松 宮 孝 明*

目 次

- 1 問題の所在
- 2 これまでの刑事裁判例
- 3 結論の妥当性
- 4 家族内でのクレジットカードの「貸し借り」を犯罪とした最高裁判例はない
- 5 クレジットカード「使用」の意味
- 6 「使用者」は「乗車」を必要とするか
- 7 むすびにかえて

1 問題の所在

(1) 同居のまたは同居していない家族あるいは家族に類する親しい知人が会員となっているクレジットカードに付帯している ETC カードを、会員は乗車しないがその了解を得て、自己が乗車する自動車の ETC 車載機に挿入し（挿入は会員が行う場合もあるが）、自ら運転または他人に運転させ、ETC システムを利用して高速道路等の有料道路を通行し、その利用代金がクレジットで決済された場合、その人物らは、クレジット会員が乗車していないのに乗車しているように道路会社の「事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて」不実の電磁的記録を作り、財産上不法の利益を得たとして、電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の

* まつみや・たかあき 立命館大学大学院法務研究科特任教授 立命館大学名誉教授

2) の罪責を負うことになるのであろうか¹⁾。

この点につき、いくつかの道路会社は、上記会員が乗車していることを要求しているようである。たとえば、阪神高速道路営業規則の17条4項では、「ETCカードによる阪神高速道路の料金の支払いは、通行の都度、クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する車両1台に限り行うことができます。」と定めており、NEXCO西日本の高速道路営業規則の22条3項では「前項のETCカードによる支払方法等については、前条第3項から第9項までの規定を適用します。その場合、『クレジットカード』を『ETCカード』に読み替えるものとします。」と定め、同規則21条4項では「クレジットカードによる取扱いは、通行の都度、クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する車両1台に限り行います。」と定めている。

そこで、クレジットカードに付帯しているETCカードを利用する場合、クレジットカード会員が乗車していない車両では、有料道路の料金所・入口のETCレーンにおいて道路会社の電子計算機に「当該車両に会員が乗車している」という「虚偽の情報又は不正の指令」を与えることとなり、また、その結果、現金払いの場合の正規の通行料金に比べて割引されているETCシステム利用の通行料金を支払うこととなるので、道路会社に正規の料金とETC割引料金との差額分の損害を与えた(その結果、その差額分の「不法の利益」を得た)として、電子計算機使用詐欺罪(刑法246条の2)が成立することになるという考え方が浮上する。つまり、ETCカードを利用して有料道路を利用する際には、当該カードの会員自身が、通行する自動車に乗車していなければならない、そうでなければETCシステムの電子計算機に「虚偽の情報又は不正の指令」を与えたことになるというのである。

(2) しかし、仮にこの「冒頭事例」が電子計算機使用詐欺罪に当たることとなると、少々困った問題が生じる。というのも、筆者もまた、自己の

1) 以下では、これを「冒頭事例」と呼ぶ。また、ETCカードを利用して高速道路等を通行した運転者、同乗者、同乗していないカード会員を「関係者」と呼ぶ。

1 親等の親族に対して、時折、搭載されている ETC 車載機に自己名義の ETC カードが挿入された状態で、筆者は乗車せずに、高速道路通行のための使用をさせた経験があるからである。また、身近な友人・学生にも、同じような経験をしている人物が少なからずいる。筆者も含めて、「クレジットカードまたは ETC カードの会員（時折「名義人」と記すこともあるが、これは文書の発行者という意味での「名義人」ではない。）が——それがあるとすれば——ETC システムを利用して有料道路を通行する自動車に乗車していなければならない」というルールがあることを知らなかったし、今でも多くの人々はそれを知らない。そして、このようなルールを知らないままで、多くの人々は自分が乗車しないで、同居の有無を問わず、親族等に自己名義の ETC カードの利用を認めているのである²⁾。

このような中で、先の考え方により電子計算機使用詐欺罪の成立を認めると、ETC カード保有者のうち、少なく見積もってもその 3 分の 1 は同罪による犯罪者にされてしまうのではなからうか。

(3) ところで、道路整備特別措置法24条1項本文は、2025（令和7）年8月25日現在、「料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車（以下「自動車」という。）の運転者又は使用者（当該運転者を除く。）（以下「運転者等」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両の運転者等から徴収する。」と定めている。この規定は、2023（令和5）年6月改正（同年9月6日施行）前は「料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。」というものであった。つまり、高速自動車国道または自動車専用道路では、「当該道路を通行する自動車から」徴収す

2) これについては、「冒頭事例」類似の事案の弁護人より提供していただいたオンライン・アンケート調査の結果によって明らかである。これによると、アンケート回答者の実に40パーセント程度が、「冒頭事例」類似の ETC カードの「貸し借り」をしている。

るものであったが、本改正後は「当該道路を通行する自動車の運転者又は使用者から」徴収するものと改められたのである。

その改正理由は、次のようなものである。すなわち、「これまでの規定では、料金は『自動車又は車両』から徴収することとなっておりましたが、車検証上の『使用者』から利用確認ができなかった場合、会社等は訴訟リスクを考慮して使用者に対する請求に踏み切れないケースが多かったため、今回の法改正において自動車又は車両の『運転者又は使用者』から徴収できる旨を明確化しました。³⁾」と。つまり、この改正は、高速道路料金について、車両の運転者に加え、車検証上の使用者に請求できることを明確化するものだったのである⁴⁾。

ところで、道路整備特別措置法24条1項本文にいう「使用者」に「車検証上の使用者」が含まれるとなると、その「使用者」は、必ずしも「当該道路を通行する自動車」に乗車している必要はないであろう。しかも、改正前の規定もまた、「自動車又は車両から徴収」とあるのみで、会員の乗車は要求していなかった。また、後述するように、2019(令和1)年の改正道路交通法が翌年4月1日に施行されて以降は、明らかに、法は自動車運転の際に「運転者」の乗車を要求していない。そこで、当該自動車に装備されているETCカードの会員がこれらの「運転者」や「使用者」であった場合、通行料金は、必然的に、「乗車していない運転者や使用者」から徴収することになることを法は認めていることになるのである。つまり、問題は、法が認めている「乗車していない者」のETCカードからの徴収を、道路会社の規則で違法とみなし、それを電子計算機使用詐欺罪に問擬してよいのかにある。

3) 国土交通省道路局路政課「道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律について」道路行政セミナー2023年7月号4頁以下。

4) 「道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案」<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001586326.pdf> 2024年1月18日確認。

以上のように「冒頭事例」において ETC カード利用を電子計算機使用詐欺罪などの犯罪とすることは人々の法意識に反し、道路整備特別措置法 24 条 1 項本文が料金請求の対象者とする「使用者」概念とも矛盾することから、本稿は、このような場合に電子計算機使用詐欺罪は成立しないことを明らかにするものである⁵⁾。

2 これまでの刑事裁判例

(1) 「冒頭事例」類似の事案に関するこれまでの裁判例では、いずれもクレジットカードに付帯された ETC カードの利用に関するものであるにもかかわらず、揺らぎが出ている。以下、第 1 審判決が出た順に、表にして整理する。なお、③ 事件に対する検察官控訴を含み、すべての事件につき上訴がなされている⁶⁾。

①事件	兄弟間	承諾	同居	生計同	大阪地判 R6・5・8：有罪 大阪高判 R6・12・20：控訴棄却
②事件	親子間	承諾	別居	生計別	大阪地判 R6・10・11：有罪
③事件	内縁夫婦間	承諾	同居	生計同	大阪地判 R7・1・14：無罪
④事件	夫婦間	無断	別居	生計別	大阪地判 R7・1・29：会員ののみ無罪

5) ジャーナリストの柳原三佳氏は、「私名義の ETC カードが挿入された車を夫が一人で運転することは珍しくありませんし、その逆もあります。」と述べて、有罪判決に対する驚きを表明している。柳原三佳「このままでは『一億総前科者』になる……『家族でも ETC カードの貸し借りは犯罪』大阪地裁が下した判決の大問題」PRESIDENT Online (<https://president.jp/articles/-/85105> 2025年8月25日確認。この記事は、一時、PRESIDENT Online の人気記事ランキングでも 1 位になった)。筆者の勤める大学でも、多くの学生が、親が同乗しないまま親に貸与された ETC カードが挿入された車を運転して高速道路等を利用しており、有罪判決は驚きをもって受け止められている。

6) 筆者が知り得た限りで、① 事件の 1 審判決に対する評釈として、松宮孝明「判批」新・判例解説 Watch35号（2024年）153頁、岡田好史「判批」専修法学論集153号（2025年）167頁、同事件の控訴審判決に対する評釈として松宮孝明「判批」新・判例解説 Watch 刑法No. 215（2025年）、③ 事件の 1 審判決に対する評釈として、前田雅英「判批」《WLJ 判例コラム 臨時号》第350号（2025年）1頁がある。

(2) ①事件は弟のカードを兄が借りたという兄弟間でETCカードの「貸し借り」がなされた事案であり、②事件では生計を別にする息子のカードをその父が借りたという事案である。いずれも電子計算機使用詐欺罪の成立が認められており、かつ、①事件では控訴も棄却されている。

もっとも、ここでは、③事件につき、カード会員、運転者、同乗者の全員が無罪とされたことが注目される。ただ、その理由は、生計を一にする者の間でのETCカードの貸与は、「名義人に対する個別的な信用を基礎に信用を供与するクレジットカードシステムの趣旨に反するとは直ちにはいえず」、カード会員「自身の使用と同視する余地が十分にあるものであった」というものである⁷⁾。したがって、その射程は、生計を一にする家族間までのものと考えられ、①事件には及ぶように思われるが、②事件には及ばない⁸⁾。

また、④事件は、夫がカード会員である妻に無断でそのETCカードを利用したことを理由に夫を有罪、妻を無罪としたものであり⁹⁾、会員の承諾のある他の事件とは、事案を異にする。

(3) 有罪判決に共通する論理は、以下のものである。すなわち、いずれのETCカードもクレジットカードに付帯するものであることを前提に、これらのETCカードが付帯するクレジットカードの決済機能を利用するものである以上、ETCカードは(クレジット)カード会員の個別的な信用を基礎として貸与されていることによるものであることから、クレジットカード会社が、その信用の有無について何ら判断をしていないカード会員以外の者が利用した料金について立替払をすることを防ぐために、クレジットカードに付帯したETCカードの貸与を受けた者のみがそれを使用できるとすることは、ETCシステムの重要な前提と位置付けられているので、ETCカードの会員でない者が、ETCカードの会員が乗車していないにもかかわらず

7) 大阪地判令7・1・14LEX/DB25621843参照。

8) ②事件に関する大阪地判令6・10・11LEX/DB25621914参照。

9) 大阪地判令7・1・29LEX/DB25621896参照。

らず、その ETC カードを使用して ETC レーンを通過したことは、ETC システムで予定されている事務処理の目的に照らして、真実に反する情報を与えたものだというのである。

(4) 他方、③事件の1審判決で本罪の成立が否定されたのは、以下の理由による。すなわち、本件は「同居の事実婚の夫婦として同一生計の範囲内で営む消費生活の一部とみることができ」、「このような意味で、本件各行為が、名義人本人に対する個別的な信用を基礎に信用を供与するクレジットカードシステムの趣旨に反すると直ちにはいえず、被告人D（カード会員——筆者注）自身の使用と同視する余地が十分にあるものであったということが出来る。」上に、道路会社もカード会社も本人確認をしていなかったこと等を理由に道路会社が「同一生計の同居の夫婦間の1枚のETCカードの貸与の場合に1枚のETCカードの名義人が同乗しているか否かについて、重要な関心を寄せてこなかった可能性を示すものということもできる。」として、「以上のような事情は、本件各行為が『虚偽の情報を与えた』として当罰性のあるものということができるかを見るに当たって、十分に考慮されるべきである。」というのである。つまり、生計を一にする（内縁の）夫婦間では、ETCカードの利用は（クレジット）カード会員自身の使用と同視する余地があるというのである。

しかし、これでは、社会人として生計を異にしたが、なおクレジットカードに入会できない子供が親のETCカードの挿入された実家の車を利用したという、②事件と反対の、筆者も身に覚えのある行為で、親子含めて電子計算機使用詐欺罪（の共同正犯）を犯したことになる。また、「カード会員自身の使用と同視する」といっても、端的に「カード会員自身の使用」と認めないと、やはり他人によるカード使用になるのではないかという疑問も残る。その点で、③事件の1審判決の考え方は、まだ不十分なのである。

3 結論の妥当性

(1) しかし、何よりも、「冒頭事例」のような事案で電子計算機使用詐欺罪のような犯罪の成立を認めることは、「国民の法意識」に反する。類似事件の弁護人が行ったアンケートによれば、少なくとも2の刑事裁判例で起訴された事件の当時、ETCカード利用に会員の乗車を要するという道路会社の規則を知る「国民」ないし人々は、ほとんどいなかったと思われる。しかも、それによっても、ETCによる道路利用料金の決済において問題が生じたといった事例を、筆者は寡聞にして知らない。つまり、ほとんどの国民は「冒頭事例」のようなETCカード利用を違法ないし犯罪となるものとは全く考えていないのであり、よって、これを犯罪とすることは「国民の法意識」に反し、その解釈論は結論の妥当性を担保しえないのである。

(2) この点につき、一部には、現実には有罪とされた事件はETCカードを持つことのできない特定抗争指定暴力団の組長が家族のETCカードを借りた事案であることから、暴力団排除条項を潜脱したという理由で「虚偽の情報」を与えたと認めるべきだとする見解がある¹⁰⁾。

しかし、暴力団関係者であるからといって有料道路の利用が禁止されるわけではない。そんなことをすれば、憲法22条で保障された「居住、移転」等の移動の自由を害することになってしまう。暴力団関係者がETCカードを持つことができないのは、カード会社が暴力団関係者にはクレジットカードを発行せず、よって、それに付帯するETCカードも発行しないというだけのことである。

また、上記①②④事件の有罪判決も、暴排条項潜脱等を、電子計算機使用詐欺罪の構成要件要素とするものではない。したがって、そこで展開されている有罪の論理は、暴力団関係者でなくても妥当するものである。た

10) 前田・前掲注6) 7頁以下参照。これにより、前田は③事件についても「電子計算機使用詐欺罪が成立すると解すべきだと考える。」という。

たとえば、①事件の1審判決は、本件 ETC カードが付帯されているクレジットカードの ETC 利用規定を根拠に、「カード名義人である被告人 C が同乗していないのに、被告人 A 及び被告人 B が本件 ETC カードを使用したことは、ETC システムで予定されている事務処理の目的に照らして真実に反するから、『虚偽の情報』を与えたといえる。」と判示している。そこでは、本件はあくまで ETC カードが貸与されている名義人 C 以外の者の「使用」であるとして、電子計算機使用詐欺罪の成立が認められている。つまり、被告人 A および B が暴力団関係者であることは、本罪の成立の必要条件とはされていないのである。

わずかに、この判決は、その理由中の「本件の可罰的違法性についての検討」において、「本件 ETC カードの主たるカードであるクレジットカードの会員規約29条には暴力団排除条項が規定されて」いることを指摘し、「クレジットカードに付帯する ETC カードも暴力団員に発行されないはずであることは明らかである」から、「このような本件 ETC カードの使用方法は、暴力団員との取引を拒絶する暴力団排除条項を潜脱するものである。」とする。そして、「これらの事情に鑑みると、被告人 A らが本件 ETC カードを使用するに当たり、被告人 C の了解があったにしても、処罰に値するだけの『虚偽』性を有するものと認められる。」というだけである。この判示は、電子計算機使用詐欺罪の成立要件を述べたものではない。それはあくまで、被告人らの行為が「電子計算機使用詐欺罪の構成要件を充足するものと認められる」ことを前提に、その「可罰的違法性」を認める際に暴力団排除条項を持ち出しただけであって、一般市民における家族内の ETC カード利用についての電子計算機使用詐欺罪の成立を否定するものではないのである¹¹⁾。

11) 付言すれば、「暴力団関係者」であることを「可罰的違法性」の根拠とすることは、「法の下での平等」（憲法14条1項）に反するであろう。なぜなら、これは「行為」ではなく「行為者の属性」によって「犯罪」の成否を分けるものであって、電子計算機使用詐欺罪がそのような「真正身分犯」でないからにはなおさら、「すべて国民は、法の下に平等であつて、

よって、少なくともカード会員の承諾がある ETC カードの利用について犯罪の成立を認めることは、「国民の法意識」に反し、結論の妥当性を持たない。したがって、以下では、そのような結論を避けるためには本件でどのような解釈が必要なのかを明らかにする。

4 家族内でのクレジットカードの「貸し借り」を 犯罪とした最高裁判例はない

(1) ところで、①事件の1審判決は「クレジットカードは、名義人の承諾の有無にかかわらず、名義人でない者が使用することを許しておらず(会員規約3条4項、5項等)、名義人になりすまして使用した場合には詐欺の罪責を負うものと解される(最高裁平成16年2月9日第2小法廷決定・刑集58巻2号89頁参照。)」と述べている。ここでは、最決平成16・2・9刑集58巻2号89頁(以下、「平成16年決定」と記す。)が本件の先例であるかのように参照されている。そこで、この平成16年決定が、どのような意味で「先例」=刑訴法405条¹²⁾にいう「判例」なのかを明らかにしよう。

最高裁の「判例」とは、「その上告事件……の法律上の論点に対してなされた判断でなければならない、それ以外の法律的な問題について述べられたものは傍論であるにすぎない。」¹²⁾であり、かつ、「論点が真の論点であるためには、もしその点についての原裁判所の判断が誤っているということになれば必然的に原裁判が破棄されまたは取り消されるような、結論に直

人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」に反する思考方法だからである。

12) 刑訴法405条は、以下のように定めている。

「高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

- 一 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。
- 二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。
- 三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。」

結しこれを左右する問題点でなければならない。」（下線筆者）ものである¹³⁾。したがって、判決や決定の理由中に述べられたことであっても、「もしその点についての原裁判所の判断が誤っているということになれば必然的に原裁判が破棄されまたは取り消されるような、結論に直結しこれを左右する問題点」に関するものでなければ、その部分は傍論であって「判例」ではない。

現に最高裁でも、このような「判例」理解に基づいた判断が示されている。たとえば、刑法244条の「親族間の犯罪に関する特例」に関する最決平成6・7・19刑集48巻5号190頁は、最判昭和24・5・21刑集3巻6号858頁が、その理由中において「刑法第244条親族相盗に関する規定は、窃盗罪の直接被害者たる占有者と犯人との関係についていうものであつて、所論のごとくその物件の所有権者と犯人との関係について規定したものではない」（下線筆者）と断言したにもかかわらず、占有者と犯人との間に親族関係はあったが所有権者と犯人の間には親族関係がなかった事案について「判例違反をいう点は、所論引用の判例（上記最判昭和24・5・21）は、事案を異にし本件に適切でな」（下線筆者）いと述べている。その上で、上記最決平成6・7・19は、「窃盗犯人が所有者以外の者の占有する財物を窃取した場合において、刑法244条1項が適用されるためには、同条1項所定の親族関係は、窃盗犯人と財物の占有者との間のみならず、所有者との間にも存することを要するものと解するのが相当である」と述べ、判例変更の手続きを取らなかったのである。その背後には、「本件（＝上記最決平成6・7・19の事件）は、犯人と占有者との間に親族関係がある事案であるが、右最高裁判決（＝上記最判昭和24・5・21）では、犯人と占有者との間には親族関係を疑わせる事情がないとされており、この点で事案が異なるとされた¹⁴⁾」という担当調査官の解説がある。そこでは、上記最判昭和24・5・21の「右説示部分が仮に占有者説（＝刑法244条の親族関係は、窃盗犯人と財物の占有者と

13) 以上、中野次雄編『判例とその読み方〔三訂版〕』（有斐閣、2009年）31頁〔中野次雄〕。

14) 今崎幸彦「判解」法律時報67巻3号（1995年）120頁。

の関係のみをいうとする見解)をいうものであるとしても、それは、当該事案の解決に無関係の論点に対する判断であり、いわゆる傍論として、刑訴法405条2号の『最高裁判所の判例』に当たるといふことはできない¹⁵⁾」(下線筆者)と述べられている。つまり、判断の前提となる認定事実と異なる事実には、「その物件の所有権者と犯人との関係について規定したものではない」という先の判決の一般論は、「先例」＝「判例」とならないというのである。

認定事実を異にする事案には「判例」としての射程は及ばないという判断は、国家公務員法に違反する公務員の「政治的行為」に関する最判平成24・12・7刑集66巻12号1337頁にも示されている。この判決は、厚生労働省事務官であった被告人が、特定の政党を支持する目的で、勤務時間外である休日に、その勤務地から離れた場所において同党の機関紙を投函して配布した行為につき、上記の「政治的行為」に該当しないとして原審の無罪判決を維持したものである。その際、最判平成24・12・7は、原判決は「猿狝事件」に関する最大判昭和49・11・6刑集28巻9号393頁に反するとする検察官の主張に対して、「所論引用の判例(=上記最大判昭和49・11・6)の事案は、特定の地区の労働組合協議会事務局長である郵便局職員が、同労働組合協議会の決定に従って選挙用ポスターの掲示や配布をしたというものであるところ、これは、上記労働組合協議会の構成員である職員団体の活動の一環として行われ、公務員により組織される団体の活動としての性格を有するものであり、勤務時間外の行為であっても、その行為の態様からみて当該地区において公務員が特定の政党の候補者を国政選挙において積極的に支援する行為であることが一般人に容易に認識され得るようなものであった。」(下線筆者)と述べた上で、「したがって、上記判例は、このような文書の掲示又は配布の事案についてのものであり、判例違反の主張は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切ではなく、

15) 今崎幸彦「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇(平成6年度)』(法曹会、1996年)75頁。

所論は刑訴法405条の上告理由に当たらない。」（下線筆者）として、判例違反の主張を斥けたのである。ここでは、上記最大判昭和49・11・6が、その理由中では必ずしも重視していなかったと思われる「組織される団体の活動としての性格」の有無が、事案の異同を分けていることも注目される。

つまり、個別の事案における認定事実と異なる前提に立って述べられた一般論は、たとえ判決や決定の理由中で述べられたとしても、「判例」ではないのである。

(2) そこで、以上の理解の上で、原判決が引用する平成16年決定の「判例性」を検討してみよう。

たしかに、この決定は、その理由中で「仮に、被告人が、本件クレジットカードの名義人から同カードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金が会員規約に従い名義人において決済されるものと誤信していたという事情があったとしても、本件詐欺罪の成立は左右されない。」と述べている。しかし、本件の第1審および控訴審が認定し、上告審でも変更されていない認定事実によれば、本件においてクレジットカードの名義人（正確にはクレジットカードを貸与されているクレジット会員）が被告人に本件カードの使用を許した事実はなく¹⁶⁾、かつ、被告人はその名義人とは全く面識がないことなどから「当該クレジットカードの名義人による使用と同視しうる特段の事情がある」と被告人が誤信するような状況があったとは到底考えられないとされている¹⁷⁾。ここにいう「特段の事情」とは、まさに本件と同じく、第1審によれば「クレジットカードの名義人が当該呈示者によるクレジットカードの使用を承諾した上、この取引から生じる代金債務を負担することも了解しており、かつ、名義人と当該呈示者との間に、このような承諾・了解が客観的にも強く推認される関係がある場合（例えば、同居の親族間等）」を意味し、控訴審によれば「クレジットカードの使用者とその名義人との人的関係、クレジットカードの使用につ

16) 京都地判平成13・9・21刑集58巻2号93頁参照。

17) 大阪高判平成14・8・22刑集58巻2号116頁参照。

いての承諾の具体的内容、クレジットカードの使用状況等の諸般の事情に照らし、当該クレジットカードの名義人による使用と同視しうる特段の事情がある場合」であって、これらの事情がある場合は平成16年決定の前提とする認定事実と事案を異にするので、詐欺罪の成立を否定しても「判例違反」の問題は起こらないのである¹⁸⁾。

言い換えれば、同決定がカード会員からカードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金が会員規約に従い会員において決済されるものと誤信していたという事情があっても詐欺罪が成立すると述べた部分は、認定事実を離れた「仮に」という「傍論」であり、刑訴法405条にいう「判例」に当たらない。

以上の検討から、平成16年決定は、同居の親族間等との間で現実に「当該クレジットカードの名義人による使用と同視しうる特段の事情がある場合」には、その「先例」＝「判例」にはならないことが明らかとなる¹⁹⁾。

以上により、この判決が自己の結論の根拠とするために平成16年決定を引用したことは不適切であったことが理解されるであろう。本件は、平成16年決定の事件とは「事案を異にする」ので、その「判例性」は認められないのである²⁰⁾。

18) なお、本決定に関する多和田隆史「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇(平成16年度)』(法曹会、2007年)83頁も、「個別具体的な事案の下では、違法性阻却の余地もないわけではないことから、本決定は、事例判断として判示したものと推察される。」としている。さらに、多和田調査官(当時)は「代金決済が行われる限り、實際上、同居の親族が起訴されるような事態はほとんど考え難い」(前掲86頁)とも述べている。しかし、構成要件該当性を認めながらその違法性を阻却するような積極的な利益がクレジットカードの家族間利用に認められるとは思われないので、問題の解決を違法性阻却に求めることは失当であり、かつ、それを起訴裁量に解消することも失当である。

19) それどころか、下級審には、子どもが親の同意に基づき、親のクレジットカードを使った事案について詐欺罪の成立を否定した東京地八王子支判平成8・2・26刑裁資料273号(カード犯罪・コンピュータ犯罪裁判例集)130頁もある。多和田・前掲注18)74頁参照。

20) もちろん、そうであっても、平成16年決定は、家族内でのクレジットカードの利用を適法としたものでもない。ただし、多くの一般市民は、家族(ファミリー)カードが普及するまでは、家族内でクレジットカードを利用してはし、そして一部では今でも利用している。筆者は寡聞にしてそのような裁判例を知らないが、仮に裁判所がこのようなカード

(3) さらに、それどころか、平成16年決定の1、2審判決は、家族間などでのカードの貸し借りについては、それが詐欺罪に当たらないとする余地があることを認めている。まず、1審の京都地判平成13・9・21は、「別人のクレジットカードを提示して商品を購入しても、当該クレジットカードの名義人によって当該取引にかかる代金債務が弁済されることが明らかである場合は、クレジット取引の構造からみて、加盟店が商品を交付しても、特段の問題は生じないから、このような場合にまで、他人名義のクレジットカードを提示した者に詐欺罪が成立すると解するのは相当でない。」として、「クレジットカードの名義人が、当該提示者によるクレジットカードの使用を承諾した上、この取引から生じる代金債務を負担することも了解しており、かつ、名義人と当該提示者との間に、このような承諾・了解が客観的にも強く推認される関係がある場合（例えば、同居の親族間等）は、詐欺罪が成立しないと解すべきである。」（下線筆者）と述べている²¹⁾。

次に、この事件の控訴審である大阪高判平成14・8・22刑集58巻2号116頁は、さらに広く、次のように述べている。すなわち、「他人名義のクレジットカードを加盟店に呈示し商品の購入やサービスの提供を申し込む行為は、たとえそのクレジットカードが不正に取得されたものでないとしても、クレジットカードの使用者とその名義人との人的関係、クレジットカードの使用についての承諾の具体的内容、クレジットカードの使用状況等の諸般の事情に照らし、当該クレジットカードの名義人による使用と同視し

利用を「犯罪」とするのであれば、それは「結論の妥当性」に問題のあるものと受け止められよう。

- 21) 付言すれば、この1審判決は、別のキャッシュカードの会員から使用の許諾を受けて ATM からキャッシングした行為については、「キャッシュカードの名義人から当該キャッシュカード使用の許諾を受けた者が、名義人に代わって金融機関の ATM を操作し、現金を引き出しても、それは正当な権限を有しない者の行為ではないから、窃盗罪は成立しない。」と述べており、かつ、この部分の無罪は1審で確定している。これを、クレジットカードによる ATM でのキャッシングに置き換えても、やはり窃盗罪は成立しないであろう。つまり、この判決は、カードの会員からカード使用の許諾を受けた者によるキャッシングは、「正当な権限を有しない者の行為ではない」と判断しているのである。

うる特段の事情がある場合を除き、クレジットカードの正当な使用権限を偽るものとして詐欺の欺罔行為にあたり、この行為により使用権限を誤信した加盟店から商品の交付やサービスの提供を受けた場合には、加盟店に対するこれらの財物や財産上の利益についての詐欺罪が成立すると解するのが相当である（なお、原判決が他人名義のクレジットカードを使用して加盟店から商品の交付を受ける行為について、原則として詐欺罪に該当するが、クレジットカードの名義人が当該呈示者によるクレジットカードの使用を承諾した上、この取引から生じる代金債務を負担することも了解しており、かつ、名義人と当該呈示者との間に、このような承諾・了解が客観的にも強く推認される関係がある場合には詐欺罪が成立しないとしているのも上記と同旨の判断に出たものと考えられ、その説示に誤りがあるとは認められない。）」（下線筆者）というのである。ここでは、同居の親族間を超えて、「クレジットカードの名義人が当該呈示者によるクレジットカードの使用を承諾した上、この取引から生じる代金債務を負担することも了解しており、かつ、名義人と当該呈示者との間に、このような承諾・了解が客観的にも強く推認される関係がある場合に」詐欺罪の成立が否定されている。

クレジットカードに付帯されたETCカードの家族間等での利用についても、これらの裁判例等が述べている一般論が妥当するものと思われる。すなわち、「ETCカードの名義人が当該呈示者によるETCカードの使用を承諾した上、この取引から生じる代金債務を負担することも了解しており、かつ、名義人と当該呈示者との間に、このような承諾・了解が客観的にも強く推認される関係がある場合に」は、「正当な権限を有しない者の行為ではない」ので、その結果、冒頭事例は「不正通行」には当たらないという結論になるのである。

実際、東京地八王子支判平成8・2・26刑裁資料273号130頁は、「クレジットカード・システムは、商品等の私的取引の便法に過ぎないのであるから、最終的に経済的負担を負う者が同意している以上、名義人以外の使用者を詐欺罪として処罰するのは困難である。」と述べている。

5 クレジットカード「使用」の意味

(1) 以上から、「冒頭事例」には、平成16年決定は「判例」にならないことが明らかとなった。しかし、他方で、ETC カードが付帯されているクレジットカードにつき、「クレジットカードが名義人以外の者による使用を許さないものである」ことをどのように考えるかは問題である。なぜなら、クレジットカードは、カードを貸与されているクレジットカード会員の資力を根拠として、カード会社が「与信」つまり商品購入のための資金を「立替払い」しているからである。端的に言えば、購入資金の「与信」先はクレジットカード会員でなければならないのである。

しかし、ここで重要なのは、「与信」の相手方はクレジットカード会員でなければならないということである。ネットでのクレジット決済が普及した現在であれば、ネット上での商品の購入の際に、家族の誰かが他の家族が会員であるクレジットカードの会員番号やセキュリティコードを、その承諾を得て打ち込んだとしても、そのクレジットカード会員が「与信」を受けて商品を購入したことに変わりはない。打ち込んだのがカード会員かその家族かでカード決済の「与信」相手が異なるわけではないのである。

そこで、このようなクレジットカード会員が「承諾」しているカード利用の場合は「名義人自身によるカード利用の一形態²²⁾」であり、「このような事案は、代理人または使者などの他人を通じた法律行為として、カード会員本人のクレジット取引と構成するべき²³⁾」だと解釈することが考えられる。さらに、電子計算機使用詐欺罪については、『「名義人本人が」ということを『名義人本人の意思に基づき』と同視できるとすれば、『虚偽』性はないことになろう。」とか「名義人本人の手足として入力した、とする評

22) 葛原力三「判批」法学教室別冊判例セレクト2004（2005年）36頁。

23) 松宮孝明「クレジットカード使用と詐欺罪」立命館法学351号（2014年）380頁。

価になることも多いかもしれない。²⁴⁾」とする最高裁調査官の見解もある。

そして、現在、クレジットカードについて普及している家族(ファミリー)カードは、カード会員がその代理人として指定し、家族カードを利用して決済した金額を支払い、会員規約の内容を順守させる責任を負うことを承認した家族について、カード会社が適格と認めた証書である²⁵⁾。代理の場合、その法律行為は背後の本人に帰属する。ゆえに、家族カードの利用は、厳密には「貸し借り」ではなく、カード会員によるカード利用の一形態なのである²⁶⁾。

つまり、法律行為としてクレジットカードによる与信取引をする「カード決済」(=カード使用)では、「名義人以外の者による使用」が許されないことは当然であるが、それは常にカード会員が加盟店に赴いてカードを提示しなければならないことを意味するものではないのである²⁷⁾。そして、クレジットカードに付帯するETCカードの利用もクレジット決済の一種であり、その決済当事者はクレジットカード会員なのである。まさか、カード会社は、本件のような会員の承諾のあるETCカードを通じた決済はカード会員を決済当事者とするものでなく、ゆえに、会員の預金口座からの料金引落しは、カードを使用した第三者が家族であるから家族使用を免責しない契約条項によると考えているわけではあるまい。

反対に、これが「貸与禁止」の会員規約に違反し会員でない者がカード

24) 窃取したクレジットカードで電子マネーを購入した事件に関する藤井敏明「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇(平成18年度)』(法曹会、2009年)73頁(注12)。

25) 以上につき、三井住友カード会員規約(https://www.smbc-card.com/mem/kiyaku/pop/kiyaku_kojin.jsp)およびJCBカード会員規約(<https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/kojin.pdf>)参照(2025年3月6日確認)。

26) なお、カード会社は、家族カードという証明書を発行して代理使用を限定することで、身に覚えのない使用であるという会員の抗弁や、代理人ないし「また貸し」による想定外の使用のリスクを避けることを意図しているが、このような事情は、家族カード以外での会員カードの代理利用を犯罪とするものではない。現に濫用があり、またはその具体的な危険がある場合に、財産犯の成否を検討すればよいだけのことである。

27) オンライン決済が普及した現在では、これは当然のことであろう。

決済を偽装したというのであれば、クレジットカード会社は、特約がなければ、会員の預金口座から代金の引落しを行ってはならないことになる。これが取引の安定を害し混乱を招くことは、火を見るより明らかである。

しかし、社会の現実では、このような場合、たとえばクレジットカードの紛失・盗難等により、他人にカードを使用されたときにも、会員の家族（同居の有無を問わない）、同居人、会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者等の会員の関係者がカードを使用したときには、会員がその使用の60日以前にカードの紛失・盗難届を出していたとしても、そして、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失および会員の本規約への違反がなくても、会員はその支払い債務を免除されない²⁸⁾。このように、カード会社は、会員への帰責性を問わずに支払債務を負担させるのである。

帰責性も不要という法効果を説明するためには、「事実行為」と「法律行為」の区別が必要である。すなわち、加盟店に赴いてカードを示し商品を受け取ったという「事実行為」は会員から「カード使用の承諾を受けた」人物のものであったとしても、少なくとも会員にクレジット決済の意思がある場合には、加盟店から商品をクレジット決済で購入する契約を結んだ

28) たとえば、現在の JCB カード会員規約（個人用）40条4項には、「(2) 会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。」には、60日以上前に紛失・盗難届を出していても、「カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。」（下線筆者）とある。しかも、「この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。」とあるので、過失という帰責性を要件としていない。三井住友カード会員規約（個人会員用）143条3項(3)にも、「会員の家族・同居人・当社から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合」に、会員の故意過失を問わず支払債務を会員に負わせる規定がある。もっとも、会員の同意のない親族の「不正利用」による支払債務を帰責事由なしに負わせる条項については、東京地判令和4・3・25金判1658号32頁が、その適用範囲を制限する考え方を示している。

という「法律行為」の当事者は、当該クレジットカードの会員だということである。その結果、会員がその支払いは自身が引き受ける意思で家族あるいは家族に類する親しい知人にカードを交付し、加盟店でそれを行使させた場合には、会員規約で禁止されている「カードの貸与」には当たらない。なぜなら、クレジット決済という「法律行為」の当事者は会員自身だからである²⁹⁾。

同じことは、売上票へのサインや暗証番号の入力といった身体的な本人確認手続きのないETCカードでは、ますます当てはまる。ここでもまた、ETCシステムを利用する決済で道路を利用する契約の当事者は、その乗車の有無にかかわらずETCカードの会員である。

つまり、ETCシステムを利用する決済で道路を利用する契約の当事者は、その乗車の有無にかかわらず、ETCカードの会員なのであるから、冒頭事例の関係者には「虚偽の情報若しくは不正な指令を与え」る行為は認められないのである。

(2) つまり、「冒頭事例」でも、カード利用の「承諾」を与え、その料金がカード会員の口座から引き落とされることにより、「カード決済」をしたのはカード会員であることに間違いはない。よって、「カードが名義人以外

29) 岡林伸幸「カードの会員外利用と会員の保護」千葉大学法学論集25巻4号(2011年)2頁によれば、クレジットカードの利用規約には、不正利用ないし不正使用の場合は、会員が被る損害はカード会社が全額補償する条項があるが、会員の家族など「会員の関係者」の行為による場合には、損害は会員本人の負担となるという例外条項があるという。このような中で、長崎地佐世保支判平成20・4・24金判1300号71頁は、例外条項は、会員である被告の長男が無断で会員のカード情報を利用して不正使用した事案につき、会員側が自己に帰責性がないことを主張立証し、補償規約の適用を受けようとする余地を排斥する趣旨ではないなどとしてクレジットカード会社の会員に対する支払い請求を棄却している。注目されるのは、これらの議論においては、会員が承諾した「会員の関係者」によるカード利用は「不正使用」とは考えられていないことである。現に、上記長崎地佐世保支判平成20・4・24は、「本件各カード利用は、会員である被告ではなく、被告の長男Aが被告の承諾を得ずに行ったものであり、第三者による不正使用である」と評価している。ここには、「長男Aが被告の承諾を得て行ったカード利用」は「会員である被告」が行うものであり、「第三者による不正使用」ではないとする考え方が見て取れる。

の者によって使用された」には当たらない。これを言い換えれば、クレジットカードの「使用」とは、クレジットカード利用の取引の「与信」当事者として決済することであり、それは店舗に赴くとかカード番号等を打ち込むとかいった「事実行為」ではなく、まさにその契約の当事者として決済するという「法律行為」の意味だと解すべきことになる。そして、そうであれば、「冒頭事例」でも、カード決済の当事者は ETC カードが付帯されているクレジットカードの会員であって、「名義人以外の者による使用」の事案ではないというべきことになる。

それでも、クレジットカード会社があくまでクレジットカード会員が手に取ってクレジットカードを「使用」することを要求することに意味を見出すとすれば、それはもはやカード決済の有効性に触れるものではなく、せいぜい、クレジットカード会員が自己の「使用」を否認したり来店者との間で「使い過ぎだ」といった類のトラブルが発生したりすることを予防するためのものでしかないであろう³⁰⁾。しかし、それはもはやクレジットカード会員が負担すべきリスクであって、クレジットカード会員を保護するために会員とその家族を詐欺の犯罪者にすることを正当化するものではない。事実、クレジットカード会社は、「クレジットカードの使用・保管に善管注意を払ってもらう」と要求しており、家族間の利用には支払いを免除しない。これを「名義人以外の者による使用」だとするのであれば、本来、いったん当該取引は無効であるとした上で改めて損害賠償として関与したカード会員に支払い請求をすべきである。そうではなく、支払ってもらいながら「名義人以外の者による使用」であるとするのは、全く持って矛盾した態度である。

30) 現に、JCB カードについて、「会員の想定を超える利用ですとか使用用途」の懸念であることを裏づける証人供述がある。①事件（大阪地方裁判所令和5年(わ)第590号等事件）における水島茂雄氏の証人尋問調書5頁参照。

6 「使用者」は「乗車」を必要とするか

(1) さらに、冒頭で述べたように、道路整備特別措置法24条1項本文にいう「運転者又は使用者」は、現に当該自動車に乗車していることが必要だとすることには疑問がある。というのも、これも冒頭で述べたように、2023(令和5)年6月改正前の同項は「当該道路を通行する……自動車……から」通行料金を徴収する旨を定めており、ETCカード会員の乗車を要求していなかったばかりでなく、改正後の同項は「当該道路を通行する自動車の運転者又は使用者から」徴収するものと改められたからである。ここにいる「使用者」とは、その改正理由によれば車検証上の使用者を含む³¹⁾。そして、車検証上の使用者は、常に当該自動車に乗車しているという保証はない。したがって、通行料金を支払う者が必ずしも「当該道路を通行する自動車」に乗車している必要はないのである。

もちろん、これに対しては、この「使用者」への料金請求は、あくまで「運転者」が支払わない場合の人的担保であって、正規の利用では「クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する」必要があるのだとする反論が考えられる。しかし、この反論も、以下の理由から矛盾を回避できないことになる。

なぜなら、たとえば阪神高速道路営業規則17条4項は、たしかに「クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する」必要があるように述べているが、道路整備特別措置法24条1項本文は「当該道路を通行する自動車の運転者又は使用者から」料金を徴収すると定めているからである。この場合、クレジットカード会員が「運転者」でなく「車検証上の使用者」でもなく「同乗者」として当該道路を通行する自動車に乗っていたとしても、その会員に料金を請求できる制定法上の根拠はどこにあるので

31) 国土交通省道路局路政課・前掲注3) 4頁以下。

あろうか。同じ疑問は、「クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する」ことを要求する NEXCO 西日本の高速道路営業規則の22条 3項にも妥当する。

本稿の読者はすでにお気づきのことと思われるが、このような「同乗者」にも料金を請求できるとするためには、「使用者」という概念は広く解さなければならないのである。つまり、道路整備特別措置法24条 1項本文という「使用者」には「クレジットカード会社からカードの貸与を受けている同乗者」も含まれるのであり、かつ、車検証上の使用者も含まれるのであって、その結果、料金の支払義務者に「乗車」は必要ない。

(2) 加えて、最近の法改正により、あくまでクレジットカード会員の「乗車」を要求すると、新たな矛盾が生じることとなった。道路交通法は2019（令和1）年の改正によって2020年4月1日よりレベル3の自動運転車については遠隔操縦を可能としており、また、2022（令和4）年の改正では、レベル4の自動運転車については運転免許を持つ必要のない「特定自動運行主任者」について「遠隔監視」で運行可能とする改正を行っている。この改正は翌年4月1日から施行されているが³²⁾、その過程では、道路整備特別措置法24条 1項本文は改正されていない上に、前述の阪神高速や NEXCO 西日本の営業規則も、この改正を受けた改正はなされなかった。

つまり、現在の道路交通法は、自動運転のレベルに応じ、「運転者」についても「特定自動運行主任者」についても、有料道路を走行する自動車への乗車を要求していないのである。それにもかかわらず道路整備特別措置

32) 現在の道路交通法は、もはや「運転者」の「乗車」どころか「運転者」の存在すらも要求していない。なぜなら、その75条の20第1項は「特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。」とし、その1号において「当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第75条の12第2号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置」と定めているからである。ここでは、運転免許すら不要の「特定自動運行主任者」が、「乗車」せずに自動運転車を遠隔監視することが想定されている。

法24条1項本文や阪神高速およびNEXCO西日本の営業規則が改正されなかったということは、一方で、ETCカード利用の自動運転車ではETCカード会員である「運転者」もしくは「特定自動運行主任者」の乗車ないしこれらに当たらないETCカード会員の乗車を要求するか、あるいは、他方で、いずれの乗車も要求しないかのいずれかであろう。

そこで遠隔操縦ないし遠隔監視を可能とする道路交通法改正の意義を考えるなら、それは後者の意味で解釈されなければならない。そして、これらの道路交通法改正の前後で道路整備特別措置法24条1項本文が改正されなかったということは、それもまた「運転者又は使用者」の同乗を要求していなかったということである。そこで、同項は、遠隔操縦をする「運転者」がETCカード会員であるか、または当該自動車によって何かを輸送させようとする「使用者」がETCカード会員であればよく、その「使用者」が当該自動車に同乗していることは必要ないと解釈をせざるを得ないのである。

このように考えると、そもそも道路整備特別措置法24条1項本文を根拠としてETCカード会員が自動車に乗車していなければならないと解する前提が、すでに間違っていたというべきことになる。筆者が、「ETCカードの会員が——それがあつとすれば——ETCシステムを利用して有料道路を通行する自動車に乗車していなければならない」というルールと表記して、このルールの妥当性に疑いの目を向けたのは、このような遠隔運転ないし遠隔監視も、令和1年改正の道路交通法はすでに予定していたからである。そして、「冒頭事例」がこの令和1年改正道路交通法の施行後のものであるなら、道路整備特別措置法24条1項本文の解釈にETCカード会員の乗車を要求してはならないことは、自明のこととなる。

このような法状況では、「クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する」必要があるように読める阪神高速やNEXCO西日本の営業規則は、もはや時代遅れで妥当性を持たないものと考えざるを得ない。つまり、「カード会員の乗車」という限度では、このルールはもはや無効ない

し存在していないということである。この点でも、カード会員が乗車するという「事実行為」と、会員がカードを使用するという「法律行為」との混同があるように思われる。

したがって、妥当していないルールの違反があるという理由では、「冒頭事例」の関係者らに「虚偽の情報若しくは不正な指令を与え」る行為があるとすることはできない。このルールに意味があるとすれば、せいぜい、会員が乗車している事実があるにもかかわらず会員が利用料金の支払いを拒絶することは認められないという程度のものであろう。

(3) そもそも、ETC システムの利用は道路会社にとっても交通の円滑化と人員の合理化による経費節減というメリットをもたらすものである。カード会員がその決済当事者であることが疑われない事案において、会員が乗車していないことを理由に現金決済を求めることは、道路会社にとってもデメリットとなるであろう。

7 むすびにかえて

したがって、「冒頭事例」では、「ETC カードの会員が ETC システムを利用して有料道路を通行する自動車に乗車していなければならない」というルールの妥当性自体がきわめて疑わしいので、「冒頭事例」は電子計算機使用詐欺罪の構成要件にいう「虚偽の情報若しくは不正な指令を与え」には該当しないことになる。むしろ、以上の検討から、現在の法状態では、そもそも ETC の利用に ETC カード会員の乗車を要求してはならないと考えるべきである。

では、不正使用ないし不正利用となる「他人名義の ETC カード」利用とは何であろうか。それは、せいぜい、「ETC カード会員が知らないうちの、その ETC カードの無断利用」ぐらいしかないように思われる³³⁾。もち

33) 2の刑事裁判例では、④事件はこれに当たるかもしれない。また、前掲注29)長崎地佐世保支判平成20・4・24の述べるクレジットカード情報の「不正使用」がこのような意味で

ろん、これは、「冒頭事例」とは事案を異にするものである。

仮に「冒頭事例」において関係者に電子計算機使用詐欺罪の成立が認められるとすると、ETCカード会員の相当な部分に、同罪の成立が認められることになる。筆者は、一般の善良な人々を罪責に巻き込み、捜査・訴追機関の選択的法執行の、つまり恣意の危険に晒すような法令の解釈と適用は、到底、法の認めるところではなく、正義に反するものであると考える。

【追記】

『立命館法学』2025年2・3号(通巻420・421号)下巻の本論説において、注釈に誤記がありましたので、PDFを以下のとおり修正いたしました。

【正誤表】

本文899頁、脚注30)の下線部分に誤記がありました。関係当事者の方にはご迷惑をおかけし恐縮です。お詫びして訂正させていただきます。

●899頁 脚注30) 2行目

誤：①事件(大阪地方裁判所令和5年(わ)第590号等事件)

正：③事件(大阪地方裁判所令和5年(わ)第590号等事件)

あることは、すでに述べたとおりである。